

役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新潟市有明福祉事業協会(以下「法人」という。)の理事及び監事並びに評議員(以下「役員等」という。)に対する報酬について、必要な事項を定める。

(報 酬)

第2条 役員等の報酬は、次のとおりとする。

- (1) 理事たる会長 月額 225,000 円
- (2) 常務理事 月額 375,000 円
- (3) 職員を兼ねる理事 月額 340,000 円
- (4) 前号以外の役員等 日額 5,000 円

2 前項の定めにかかわらず、職員を兼ねる常務理事及び理事が給与規則に基づく給与の支給を受ける場合は、この規程による報酬は支給しない。

3 役員等が法人の招集する会議に出席し、別に定める費用弁償を受けた場合は、この規程による役員等の報酬は支給しない。

(支 給 日)

第3条 役員等の報酬で、月額を定めた報酬は毎月21日に支払い、日額を定めた報酬は、業務を行った日に支払う。ただし、支給日が銀行の休業日となった場合は、その前営業日に繰り上げる。

(報酬等の日割り計算)

第4条 新たに月額報酬の役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 月額報酬の役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の月額報酬額については、現月の実日数を基礎とした日割により計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、月額報酬の役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第5条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公 表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成29年6月21日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。